

## 国際会議派遣補助要項

1. 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの期間に開催される海外での国際会議出席のための往復渡航、宿泊のための補助金を支給する。なお、派遣先の国際会議は、申請学会が公認したものであること、申請学会よりの被派遣者が同会議での報告者または討論者であることを要する。  
申請の際は、国際会議に関するインフォメーション（レター、プログラム、サーキュラーなど）を添付する。
2. 補助金額は、原則として、開催地により (A)40万円、(B)35万円、(C)30万円、(D)25万円、(E)20万円、(F)15万円の6段階とする。
3. 被派遣者は、加盟学会代表者の推薦を受けることを必要とする。
4. 申請は、所定の申請用紙に必要事項を記入の上、各学会を通して当学会連合事務局に提出する。
5. 申請は、1回の募集につき1学会1件とする。
6. 募集は、年2回、今回（第1次）申込締切は平成20年2月末日とし、第2次申込締切は平成20年6月20日とする。
7. 当学会連合は、各学会より提出された申請書類に基づき、申込締切後に開かれる理事会で審議したうえ、派遣および補助金額を決定する。  
審査結果は、第1次については平成20年3月末日までに、そして第2次については平成20年7月上旬までに各学会代表者に通知する。
8. 被派遣者については、過去5年間、日本学術会議からの派遣費を受けなかったこと、また、当年度において、日本学術会議をはじめ他の機関からの補助を受けていないこと、を条件とする。
9. 当学会連合の補助を受けた被派遣者は、帰国後1ヶ月以内に「国際会議派遣報告書」のほか数種の書類を作成し、当事務局に提出する。  
(補助決定後、被派遣者に事務局より通知する)
10. 当学会連合の補助を受け、国際会議に出席された先生に、秋の評議員会（10月中旬開催）の中で「30分程度の会議出席報告」を依頼することもある。

以上